

【「外来・在宅ベースアップ評価料」に係る掲示について】

○当院では、令和8年3月より「外来・在宅ベースアップ評価料」を算定しておりますが、令和8年6月の診療報酬改定に伴い、引き続き同評価料を算定いたします。

本制度は、医療機関で働く職員の賃金引き上げを目的としたものです。ベースアップ評価料として得た診療報酬の全額を職員の賃上げに充当することを条件に、算定が認められています。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)」の算定点数

診療行為	点数 (令和8年5月31日まで)	点数 (令和8年6月1日から)
初診時	6点	23点
再診時	2点	6点

「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)」の算定点数

診療行為	点数((Ⅱ)2) (令和8年5月31日まで)	点数((Ⅱ)12) (令和8年6月1日から)
初診時	16点	160点
再診時	2点	20点

皆様のご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

横浜市総合保健医療センター診療所

センター長 塩崎一昌